

審議会等の会議の概要の記録

会議の名称	甲州市男女共同参画審議会
開催日時	令和5年6月2日 15時00分～15時45分
開催場所	甲州市役所1階 市民ギャラリー
議 題	(1) 令和4年度事業報告について (2) 令和5年度事業計画について (3) 推進委員会における性の多様性理解の促進に向けた取り組みについて (4) その他
出席委員	山内幸雄、佐藤多賀子、林 徳子、雨宮正明、中村文雄 古屋二三男、富岡秀子
会議の公開又は非公開の区分	公開
会議を一部公開又は非公開とした場合の理由	
傍聴人の数	0人
審議概要	別紙のとおり
事務局に係る事項	甲州市 市民課 市民協働推進担当 3人 連絡先：0553-32-5583
そ の 他	

令和5年度 甲州市男女共同参画審議会 会議録

日時：令和5年6月2日（金）午後3時～

場所：甲州市役所 1階 市民ギャラリー

出席者 7名

欠席者 3名

事務局 3名

傍聴者 0名

- 1 開会 【事務局】
- 2 甲州市男女共同参画審議会の設置について 【事務局】
- 3 会長あいさつ 【山内会長】
- 4 市民課長あいさつ及び職員紹介 【事務局】
- 5 委員自己紹介 【各委員】
- 6 議事【議長：会長】

(1) 令和4年度事業報告について

【会長】

それでは議事に入らせていただきます。

議事のスムーズな進行にご協力をよろしく申し上げます。

それでは第1号議案令和4年度事業報告について、ここから始めます。

事務局のご説明をお願いいたします。

【事務局】

令和4年度の事業報告をさせていただきます。

主なものを読み上げさせていただきます。

4月27日 男女共同参画推進委員会委員委嘱式及び第1回推進委員会を開催しました。

6月の山梨県男女共同参画推進月間に合わせて、CATVと広報を活用した啓発を行い、市役所庁内にも展示を行いました。

また、塩山駅と勝沼駅で啓発活動も行いました。

10月23日 およっちょいまつりにて市民へ男女共同参画の認知度や男女共同参画に対する意識調査を実施しました。

11月10日 甲州子どもフェスタにて来場した親子の写真入り缶バッチ作りに協力し、子育て世代に男女共同参画の啓発を行いました。

11月の12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動週間」には、パープルリボンキャンペーンと題し、市役所に設置したツリーに女性に対するあらゆる暴力の根絶を願い紫色のリボンを結んでいただきました。

11月13日には性の多様性に関する講演を実施し、性的少数者であることを公表している七崎良輔さんから性的マイノリティに関する知識やパートナーシップ宣誓制度のことについて、自身の体験談を含めお話いただきました。

12月1日には推進委員を対象とした学習会を開催しました。

講師は山内先生にお願いし、男女共同参画の基礎から学びました。

12月17日には男性の家事・育児参加推進とワークライフバランスの実現を目指し、男性や子供を対象にした料理教室を開催しました。

1月15日には、甲州市パートナーシップ宣誓制度創設1周年を記念して講演会を開催しました。LGBTをテーマとした短編映画「カランコエの花」を上映し、プロボクサーの菊池真琴さんよりこれまでの自身の体験をお話いただきました。

2月16日には市長と語る会を実施し、活動報告と意見交換を行いました。

2月22日には、誰もが働きやすい職場を目指して地域の事業所を訪問しました。今年度は株式会社エノモト様に訪問し、推進への取り組みについてお話を聞き、意見交換も行いました。

3月8日の「国際女性デー」に合わせて市役所と各支所にミモザの花を飾りました。

以上が令和4年度の事業報告となります。

【会長】

今、事務局から説明がありましたが、何か委員の皆さんからご質問やご発言がございましたらどうぞ。

よろしいですか。

【委員】

なし

(2) 令和5年度事業計画について

【会長】

それでは、この議題はこれで終わらせていただきます。

では、第2号議案、令和5年度事業計画についてこれについても事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

令和5年度の男女共同参画推進の取り組みについてですが、今年度も第3次甲州市男女共同参画推進計画に沿って事業を進めて参ります。

主な活動としましては、6月に県が定める男女共同参画推進月間や内閣府が定める推進週間に合わせて、駅や朝市、広報やCATVを活用し、ジェンダー平等や男女双方の意識改革、性の多様性について啓発活動を計画しております。

7月には市の職員を対象に、無意識の偏見や思い込み、性別による固定的役割分担へ

の意識改革を目的とした職員研修を計画しております。

また、雇用等における男女共同参画の推進や仕事と生活の調和などの啓発のため、企業訪問を計画しております。

10月には「およっちょいまつり」に参加し、推進計画の認知度を図るアンケートや市民の意識調査を啓発活動とともに啓発活動を計画しております。

11月には「甲州こどもフェスタ」に参加し、子育て世代に男性の家事、育児への参加やワークライフバランスについて啓発活動を計画しております。

12月には「男性料理教室」を通じて、男性の家事への参加や、生涯を通じた健康づくり支援を計画しております。

3月には1年間の活動の締めくくりとして、「フォーラム」を予定しております。

その他に「女性に対するあらゆる暴力をなくす運動週間」や「国際女性デー」に広報やホームページ、庁内掲示を通じて情報発信を、また、山梨県男女共同参画推進センターぴゅあ総合や国立女性教育会館の研修や講演会に参加し男女共同参画推進のための知識や情勢を学んでいくこととなっております。

以上が今年度の主な取り組み内容となっております。

【会長】

はいありがとうございました。

今、令和5年度の事業計画このA3の大きさの一覧表見ながら4月以降の時系列的な事業の取り組みについてお話がありました。

一つ一つは繰り返しません、何か委員の皆さんから何かご質問やご発言がございましたら、どうぞ。

【委員】

なし

(3) 推進委員会における性の多様性理解の促進に向けた取り組みについて

【会長】

この議題はこれで終わらせていただきます。

それでは次の議題第3号です。

推進委員会における性の多様性理解の促進に向けた取り組みについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

推進委員会における性の多様性理解の促進に向けた取り組みについてご説明いたします。

性的少数者への理解促進のため、先月18日「LGBT理解増進法案」が国会に提出され、また、パートナーシップ制度を導入する自治体が全国的、そして、県内にも広まる動きが見られるようになりました。

甲州市においても、令和3年12月1日、性的少数者に対する社会的偏見や差別なく多様な性を認め合い、個人が尊重され、誰もがいきいきと自分らしく生きることがで

きる地域社会の実現を目指し、「パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、制度をスタートさせているところです。

お手元にあります、連載パートナーシップ制度をご覧ください。要綱を制定するにあたり、令和3年の広報10月号から12月号に3回連載させていただいた記事になります。

本市が制定した制度の内容は、連載1にありますように、性別等に関わりなく、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、パートナーシップ宣誓書を提出したお二人について、甲州市としてその関係を認めるための制度です。

婚姻は、法律に基づき相続などの財産上の権利、税金の控除、扶養の義務等、法的効力が発生しますが、甲州市の要綱に基づくパートナーシップ制度は、法的効力はありません。しかし、制度を導入することで、市民や事業者の皆様へと理解が広がり、お二人が社会の様々な場面で抱える生きづらさが解消され、人生のパートナーとして安心して生活できるようになることを目指しています。

連載2では、性のあり方には、大きく分けて4つの要素「好きになる性」「こころの性」「表現する性」「からだの性」があり、それぞれが組み合わせられてできているということ、LGBTQ+の用語の説明などを掲載させていただきました。

最後の連載3は、制度導入に合わせ性的少数者への理解を呼びかける内容となっております。

市の男女共同参画推進委員会においては、制度導入以降、第3次推進計画の重点目標12のうちの1つ「性にまつわる包括的な人権の理解」に基づき、多様な性のあり方を尊重する社会づくりに向け、昨年度は講演会を開催するなど、市民に向けた様々な啓発事業を行ってきたところです。

そのような背景の中、現在、市の推進委員の中には、性的少数者への課題意識が高く、その理解促進に向け活動していきたい委員。本来取り組んできた男女共同参画を推進していくべきだと考える委員。また、性的少数者を否定するわけではないが、まずは、男女共同参画社会の実現に向け、これまで活動してきたことを推進していくべきと考えている委員など、推進委員会における性の多様性理解の促進に向けた取り組みについて、委員内の認識の違いから齟齬が生じてしまっている状況です。

本日は、推進委員会における性の多様性理解の促進に向けた、今後の取り組みの方向性やバランスについて、また、取り組むべき課題等について、審議会委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。

性の多様性については先ほどもありましたように、国会で議論されていたりして、理解を増進するという法案の形で何か進んでいるようですが、当事者は差別禁止法を求めていると、当事者と国会のリーダー的な人たちとはちょっとギャップがあるようです。

そのギャップは、おそらくこういう性の問題では、特にLGBTQ+という形で言われる性的少数者に対してなかなかすぐに認める、容認するということが感情で認められない

人と、感情のレベルでそういう行き違いがあるような問題でもあるし、なかなか取り組みとして表だって今まで出てこなかったっていう面もあって、だから難しいところがあります。

今、事務局のご説明ありましたように、性の多様性について、まず理解をしていくということとして、それらを理解するためには四つの側面があります、というお話がありました。

私は憲法を担当しておりますので、憲法の立場から言いますと、いわゆる LGBT の人たちが平等であるということは憲法の立場です。

まず同性愛というのがこれは人間が意識的に選択できるものではなく、たまたま好きになったらそれが同性であったということです。

それぞれの人間の個性の中にそういう状況が埋め込まれていて、人間が人間として生きていく上で必要な人権です。

人間として生きていく上で必要な部分として同性愛というのが認めるべきだというのが憲法の立場です。

同性婚も同様な形で、そこに異性婚と同性婚の違いがあるのはおかしいということになると、同性婚も憲法上を容認されているという理解が一般的であろうと思います。高市早苗さんが両性の同意とは男と女っていう言い方をされていましたが、憲法学では、24条の両性の本質は、両性というのは、いわゆる男と女の結婚を限定したものではありません。

当事者の意思に沿うというのが、24条の本来の趣旨です。

だから高市さんはそれを限定して捉えているのが憲法学的には間違っているところでは。

そういうことを正しい理解をしながら、人権としてこの問題を取り上げていくことが大事です。

欧米では、先ほどの経済発展との関わりでいうと、こういう LGBT の人たちの中からすごくリッチな人も出てきています。

そのリッチな人たちがそれを背景にして、政治的にいろんな影響力を持ってきて、ヨーロッパからこの問題がクローズアップされています。

性の多様性っていうものをそういう側面から見届けていくことが、認めていくことが大切というのが勉強してきた立場からそうです。

何か事務局のご説明について委員さんの中でご意見とかご質問等ございましたらどうぞ。

【委員】

私は中学から大学まで女子校でしたが、やっぱり何となく先輩にかっこいい人がいると憧れてそういう意味ではないけど、かっこいいなと思って手紙を出したりとか、宝塚が近かったので、小学校のときから見に行ったりしていて、女性の男装などを。

またちょっと違うのですがやっぱり憧れてっていうのって、今現在男性と結婚していますから全然違うのですが、憧れはやっぱりみんな持っていると思うのです。

これが悪いことではないでしょうし今現在、ちょっとすごく増えているなって感じがします。

今家庭の中でも、娘夫婦息子夫婦を見て本当に男女平等だっていうことをすごく感じるのです。

私達の結婚したときは、夫は上に上げてっていう感じで、皆さんもそういう時代だと思えますけど、全て女性がするという感じでしてきたと思います。

でも、今、娘夫婦息子夫婦見ていると、男性が食器を洗ったりご飯を作ったりとか、洗濯物をたたんだりとか、私には考えられないなと思うけど、口には一切出してないです。やっぱり夫婦でもそういう観念で、でもヨーロッパナイズだなんていう感じがすごく感じて、いいことじゃないかなっていうと、今こういう家庭がすごく増えていて、素晴らしいなとは思っています。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

そういう風に今まで捉えられた形で役割分担をしてきて、それがかえって1人1人の能力を押しえつける形になっていたという問題が出てきましたね。

その他に何かありますか。

【委員】

私は LGBT の関係で、カラコエの花と、そしてそのあとの講演会、誰もが自由に自分らしく生きるためにということで参加しました。

そのときに講師の方や菊地さんの話の中で、小さいときから自分の性のことで、小学校の先生はそういうふうなことは全然思ってくれなくて、そういう中で自分が葛藤してきた話をされ、やはりこういうふうな講演とか、そういうところでいろんな方や経験者の中から話を聞くということはこれからの啓発にも必要ではないかというふうには思いました。

自分自身もまた見直す機会にもなったのではないかなというふうに思いました。

【会長】

はい、ありがとうございます。

【委員】

私も同感です。素晴らしかったですね。

【会長】

経験を持つ人の話を聞くのは大切なことですね。

その他どうでしょうか、ご発言がありましたらどうぞ。

【委員】

委員会の中で、現在は性の多様性についても推進しているが、そのこと以外をやっていきたいと、そこの二つに分かれているのであれば、性の多様性に関する講演会や学習会とかを見てきたが、委員さんにもこれは必要だと思いました。

やはりこれからは、性の多様性の理解の促進ってことはとても大事なことで、市民の皆さんには計画の概要版が各家庭に届いていると思います。

だからやっぱり市民の皆さんには、性の多様性に関する正しい理解とか、知識を身につけていただくために何かをしたらいいのではないかなというふうに思ったのです。山梨県から企業向けと高校生向けに、パンフレットがありました。

やはりこういうところから学ぶことが高校生などでは大事だなんて思います。

これからは企業でもだいたいこの性の多様性のことについて取り組みをしているところはあると聞きますけれど、やはりやるべきだと思っていて、市としてはやっぱり宣誓制度を導入されたことだし、しっかりとやっていくべきではないかと思っております。

【会長】

市民の人に性の多様性についての理解をしてもらえるような、いろんな取り組みを進めてほしいということですね。

【事務局】

そうですね、先ほども投げかけをさせていただいたように、委員の中で結構温度差がありまして、本来のずっと長く続けらし男女共同参画という、男女のジェンダーについて役割分担、男だったらこうだろうこうするべき、また女ならこうするべきという役割分担をフラットにしようよ、平等にしようよっていうふうにならなくてずっと活動してきたのに、ここへ来て急にその性の多様性の要素が入ってきて、そういう人たちもジェンダーフリーっていうのは同じことだと思いますが、なかなかそこまで思いがつかないというか。

性の多様性というものを活動に組み込んで、それに振り切っている委員さんも中にはいたり、いやいや、そうじゃないだろうって言って委員会の中でもちょっと亀裂が入っている部分もあったりするので、そんな人数も多い委員会ではないので、そこは少しずつ理解をできる折り合いをつけたところで、みんなで活動するには甲州市としてはこのぐらいの温度でやるべきだよっていうのを何となく方向性が必要ではと考えています。

そうすれば委員さんも同じ方向を向いてくださるかなという、そういうところで何か意見いただけたらなと思っています。

【会長】

ありがとうございました。

今のお話聞いていて、甲州市には男女共同参画推進条例があり、その中に基本理念というものが、8項目書かれていまして、そのうちの一つに、「男女がそれぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、お互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること」というものがあります。

つまり、それぞれの性について理解をしましょう、これが大事です。

人間というのは性を持つ存在だから、その性を持つことでどんなもん問題が生じているのかということを考え、それを、肉体的な側面から、個人の人格の側面から理解す

る、という理解の仕方をします。

その上で社会にとってお互いに尊重し合えるようにするためにはどうしたらいいかと考え方をいけばいいんじゃないかと。

だからまずは、性についての理解ですよ。

例えば男性にも更年期があるというのは最近ようやくわかってきましたけれども、まだまだ、理解されていないところも実際のところがあります。

そして今まで男性は更年期だということを気が付かなかったこともあり、そのために何か鬱の状態、仕事にも手がつかない、身が入らないっていう状態になり、もっと酷いと起きることもできない。

スカスカになるというか、ちょうど胸の真ん中に、すっぽり穴が空いような、なんか朝起きて仕事行かなくちゃいかんと思いつつながら、何かはそのエネルギーを吸って、抜けていくような感じがしたけれど、家族は気が付いていなかったです。

後でそんなしんどかったの、みたいなことを言われました。

私は横浜に教師している友達が何人かいるのですが、飲み会を毎週のようにやっております。

それが山梨に来て一緒になったときに、実は更年期だったと話したら、俺もそうだったという話になりました。

ポイントは、しょっちゅう飲み会していた連中が互いにそれを知らなかった、言わなかったことです。

いろんなことを喋っていたが、私が切り出すまで、男性の更年期なんて自覚しながらも、それを話することはできなかった。

こういうことも性の理解の一つなので、ちゃんと理解してもらおうということなのです。

同様に性の問題というのは、人間がオギャーと生まれて死ぬまで性を持って生きるわけですよ。

高齢者でも性を持っているわけですが、偏見もあり当然そういう心は隠しているわけで、そういうようなことも含めて理解する。

その延長線上で LGBT の人たちの性のあり方も正しく理解した上で、社会的には差別しないっていうことが大事になっていくということですね。

差別しないためには、どう平等に扱うかという、どのようにすれば平等になるかというのを考えていかないとならないが、基本は同じに取り扱うということ。

その基本を押さえた上で、取り組みをされたらいいではないかと思えます。

だから、この条例の基本理念っていうことを大事にして、進められるといいのではないかなと思えます。

皆さん、他に意見とか、ご質問ありますか。

よろしいですか。

では、それを事務局としては、今日の意見を受け止めていただいて、行政に反映していただくということをお願いしたいと思います。

この議題はこれで終わりにさせていただきます。

(4) その他

【会長】

それでは次に、第4号でその他、その他に何かご意見やご提案等がございましたら、どうぞ。

【委員】

先ほどからどこで言えばいいかと思っていたのですが、企業向けとか、高校生向けのパンフレットから、市民に理解を深めてもらうために、何かパンフレットみたいなのが何かあった方がいいのでは。

そんなことでちょっと取り組みもしてもいいのかな、なんていうふうな感じを受けました。

大きさはこのくらいで、性の多様性っていうことについてちょっと市民の皆さんにできるようなことも多いし、広報を見ていると結構載っていますよね。

だけど、それだけではやはり性の多様性については理解が非常に難しいと思って読みさせていただきました。

あとは、先ほど先生がおっしゃった偏見で、いわゆる偏見は人権の問題であると。

その辺でやっぱり大事なことだなと思ひまして、自分自身の考え方とか困っている人にどう接したらいいのか、声のかけ方もですかね。

例えば自分の周りにはそういう性的なLGBTの当事者がもしかしたらいるかもしれないというふうに思わなきゃいけないのかなって思います。

声かけにしても、あなた、彼女いるのとかみたいな話が好きっていうかね。

そういうのは控えなきゃいけないかなとかちょっと思ったりもするのですが。

なんかまた戻っちゃいましたけど、ちょっとその辺がね、すごく気になっているところで、自分自身の取り組みとして、どうなのかなって考えたりします。

【会長】

身近な事柄として考えてもらうといいですが、なんか難しいですね。

彼女はいるのとか言うと、なんかセクハラみたいと言われるし。

だけどそういう聞かないと、何か紹介してあげようかと思ってもできないしとかね。なかなか難しいところありますけど。

【委員】

やっぱり今一番心配なのは、性の多様性も大事で活動の中に入れていかなければならないですが、委員会の中でやはり意見が割れていてそれで活動が滞っているっていう状態であれば、いくら大事でもみんなが納得してやっていく状態でないと困ると思います。

別の活動をしたいわっていう委員さんには何か別のテーマを持たせてそちらの方で勉強や活動をしてみてもどうか。

今まで家庭部会とか、職場部会とか、別れてやっていてそれぞれの専門性でやってきたけど、もし性の多様性を、よし一生懸命やりたいわっていう人もいれば、そうじゃない元々男女共同参画のもうやりたいっていう人もあれば、それでまたちょっとグループ付けっていうのはおかしいかもしれないけど何かそういうもので、双方に納得で

きる活動をしていければいいと思う。

どっちも大切なので、パートナーシップが始まって、去年も性の多様性とかやってもう2年ぐらい携わっていますよね。

それで、もっと突き詰めたいって人もいれば、もうなんかお腹いっぱいっていう人もいれば、その辺がちょっと今難しいところなので。

その辺、委員さんの中の意見を聞いてうまく調節でき、事務局さんでうまく調節していけたらいいのではないかなと思いました。

ここちょっと大変なことだと思うのですが、やっぱりみんなで納得して活動していかないと、この先男女参画を広めていくのに納得して、それぞれの思いあつての推進活動の仕方ってものをそれぞれが発見してもらおうというのが、私の希望かなと思いますけど。

【会長】

推進会の活動についてご提案がありました。

その他よろしいですか。

それでは、その他もこれで終わりにいたします。

予定していた議題は以上で終わりになりましたので、これで議事はこれで閉じさせていただきます。

【事務局】

山内会長、議事進行ありがとうございました。

先ほどの委員会の運営について、佐藤委員からもお話がありましたが、委員会の中でもLGBTに関してグループを分けるかどうかという話も議論されましたが、そもそもの人数が今13人しかいらっしゃらないので、既に3部会はあるので、もう1つ部会を分けて作るとなると、本当にマンパワーがちょっと弱くなっちゃうよねっていうところで、ちょっと断念した部分もあります。

なので、今いろいろなご意見をいただいて、LGBTに関しても推進活動はしていくべきというご意見もいただいたので、そういったところもまた委員会の方に話をして、皆さんで検討していただければいいかなと思いますので、貴重なご意見ありがとうございました。

7 その他

【事務局】

それと、その他としまして事務局から2点ほど説明させていただきます。

報償費についてですが、委員の皆様には甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、日当と費用弁償を出させていただくこととなります。最後の審議会が終わった時点で、出席していただいた分をまとめて口座振替でお支払いさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

また本日の議事録につきましては事務局で作成しまして、後日ホームページで公表することとなっておりますのでご承知おきください。

8 閉会 【事務局】

それでは、本日は長時間にわたりまして大変お疲れ様でした。

以上で会議を終了させていただきます。

まだまだこれから雨脚も強くなるようでございます。

皆様どうぞ気をつけてください。

ありがとうございました。